

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 6 年 6 月 12 日現在

機関番号：33917

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2023

課題番号：20K01303

研究課題名（和文）衆議院解散限定説の妥当性と議院内閣制主要4カ国との比較憲法的研究

研究課題名（英文）Comparative constitutional research on the validity of the theory of limited dissolution of the House of Representatives and four major countries with parliamentary cabinet systems

研究代表者

沢登 文治（Sawanobori, Bunji）

南山大学・法学部・教授

研究者番号：40247672

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：「衆議院の解散」に関して解散限定説が妥当な理解であることを、「ウェストミンスター・モデル」を採用する主要4カ国（英、加、豪およびニュージーランド）の解散制度の現状と憲法論を、比較憲法研究によって、内閣の解散権を憲法69条に限定する学術的根拠を得ることを目的とした。衆議院解散につき通説・判例は、憲法7条3号の国事行為への「助言と承認」を通じて、内閣が「任意」に可能と解釈してきた。しかしこれは内閣を衆議院に遙かに優越させるもので、議院内閣制が本来予定していなかったものではないのかという疑問から、主要4カ国について国際的共同研究を通じ、任意解散権を再考することの重要性を示す研究を実施した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

任意解散を容認してきたわが国の通説的見解を批判的に再検討し、行政権限を内閣に集中させる「ウェストミンスター・モデル」を採用する議院内閣制の主要4カ国においては、内閣の自由な任意解散権はすでに認められていないことを明らかにした。

こうした4カ国に跨る国際的学術ネットワークによる、議院内閣制と解散権に関する研究はこれまでなかったが、これを実施しこれまで内閣（総理大臣）に任意解散権を容認してきた現状につき、比較憲法の観点から問題提起をすることができたのは、本研究の学術的意義であり、社会的意義である。

研究成果の概要（英文）：Regarding the dissolution of the House of Representatives (hereafter HR), this research examines the validity of the limited dissolution theory in four major countries of the Westminster Model (Japan, UK, Canada, and Australia). The purpose of this study was to clarify the current state of the dissolution in the 4 countries and the constitutional theory as a comparative constitutional study, and to obtain an academic basis for limiting the Cabinet's power to dissolve the HR to Article 69 of the Constitution. Regarding the power, the prevailing theory and judicial precedent in Japan is that the Cabinet has the power. However, this gives the Cabinet far superiority over the HR, and there is a question of whether the parliamentary cabinet system was not originally planned.

Our joint research with constitutional researchers demonstrated the importance of reconsidering the power to arbitrarily dissolve HR, contrary to conventional wisdom in Japan.

研究分野：憲法

キーワード：議会解散 ウェストミンスター 内閣権限 オーストラリア憲法 イギリス憲法 ニュージーランド憲法 カナダ憲法 衆議院解散

### 1. 研究開始当初の背景

わが国の憲法学は昭和 35 年苫米地判決以来、内閣の任意解散を、憲法習律として容認してきた。そして、2012 年自民党改正案は 54 条 1 項で、これを明確に総理大臣の専権事項として明文で認めるとする。

しかし、現実に「任意解散権」が、憲法改正の議論の俎上に載せられようとしている今日、議院内閣制「ウェストミンスター・モデル」を採用する諸国の解散権の限定的現状と憲法論を提示することで、「任意解散」ではなく、解散権を制限する「解散限定説」の合理性を示すことは急務であると考えられた。

### 2. 研究の目的

上記 1 「研究開始当初の背景」に述べたような現状を前提として、本研究では、名目的元首を有し、下院多数党の領袖に行政権を集中する議院内閣制、つまり「ウェストミンスター・モデル」を採用する主要 4 国(イギリス、カナダ、オーストラリアおよびニュージーランド)それぞれの憲法体制において、内閣の解散権がどの程度自由に認められているのかを明らかにし、それぞれの解散制度およびそこに至る憲法論を明確にすることを目的とした。

より具体的には、仮にわが国と同様にまったくの「任意解散」が内閣または内閣総理大臣に認められているとして、その根拠となる憲法条文および解釈はいかなるものか、逆に「限定解散」のみが認められているとするならば、いかなる限定がいかなる理由と憲法上の根拠でなされているのかを明らかにし、それら議論を比較憲法の観点から探求することを目的とした。

### 3. 研究の方法

上記 2 「研究の目的」において示した本研究の目的のために採用した具体的な研究方法は、以下の通りであった。

(1) イギリス議院内閣制「ウェストミンスター・モデル」と、その下での庶民院解散の現状、例えば 2011 年議会期固定法の制定経緯等については、研究分担者である(令和 4 年度まで南山大学法務研究科教授、5 年度以降は元)南山大学法務研究科・倉持孝司教授が英国ウォーリック大学の John McEldowney と研究する。

(2) カナダおよびオーストラリアについては、研究代表者である南山法法学部・沢登が、カナダのカルガリー大学で憲法を担当する Dr. Maureen Duffy、および、同様にオーストラリアの憲法学者 Carolyn Adams および Catherine Greentree、ならびに、比較憲法学者 Iain Stewart と連携を取りながら研究する。

(3) ニュージーランドの議院内閣制と解散については、岐阜大学・近藤真名誉教授とその学術的ネットワークによって、ニュージーランド・ヴィクトリア大学ジェフリー・パーマー教授、オークランド大学法社会学ジェーン・ケルシー教授と研究する。

## 4 . 研究成果

研究成果として得られた研究業績については後掲 B 発表論文等の通りである。また、それらに至る過程で実施した主な研究活動および成果については以下、A 研究成果の概要の通りである。

### A 研究成果の概要

#### (1) 初年度（令和 2 年度）

コロナ禍の初年度でもあった令和 2 年度には、ZOOM による研究打合せ、および、各担当者による文献調査等を実施した。具体的には以下の通りである。

2020 年 7 月 29 日に打合せを実施した。そこで研究活動の内容として、1. 研究課題全体の目的・計画（当初）の確認をした。2. 2020 年度の研究目的と計画（変更含む）を実施し、研究計画の変更を確認した。つまり、令和 2 年(2020 年)度の海外渡航研究計画が COVID-19 により、ほぼ実行不能のため、次年度に実施することとした。さらに、共通理解と共通認識を得るために、以下の共通文献を入手して勉強した。

アーレンド・レイプハルト 著・粕谷祐子 訳『民主主義対民主主義 原著第 2 版』（勁草書房、2014）・沢登文治「解散権の限定と国民投票導入による国政の民主化（1）～（3・完）」、「オーストラリア憲法における議院内閣制と解散権」・沢登が、丸善または紀伊國屋に、次のキーワードで文献探索とリストアップを依頼。（Parliamentary government, parliamentarism, parliament, Westminster model）3. 研究 4 年度めに、4 カ国から教授を招聘して、シンポジウムを開催する計画に関連して・（公益財団法人）社会科学国際交流江草基金などに応募して資金を得る計画を作成した。4. 研究成果については、4 年間の研究成果をまとめて、5 年度め以降に科研・研究成果公開推進事業によって書籍の出版をするように、3 年度 4 年度に申請を行うこととした。5. その他において、令和 2 年度秋学期に（可能であれば）対面式研究会（合宿）（可能でなければ）ZOOM 研究会を実施することとした。その結果、3 名で 3 月 10 日に ZOOM 打合せを兼ねて研究会を実施した。

#### (2) 2 年度め（令和 3 年度）

本研究の 2 年度めである 2021 年度には、以下の研究活動を実施し成果を得た。

1 . 講演会：本研究が対象とする 4 カ国のうちカナダの議院内閣制に関連する専門家からの知見をえるために、講演タイトル「カナダ憲法闘争とカナダ政治史 カナダ 1982 年憲法を巡る政治過程 - 」を ZOOM によるリモートで実施した。そして、カナダ独自の憲法体制の確立過程、政治過程を基礎に、議院内閣制がわが国とは異なる流れの中で形成されてきた点を理解することができた。特に主要なポイントとは、イギリス君主の代理である「連邦総督」の地位と権限に関する問題が今に至るまで重要課題である事実である。これは上院議員の選任方法が非民主的であることと相まって、カナダ議院内閣制および民主制を考察するに当たって、重要であることを認識した。2 . 研究業績：イギリスにつき、日本で言う「議院内閣制」に相応する“parliamentary Government”の概念、および、関連して「任期固定国会法」をめぐる状況について、また併せて選挙制度について検討し、検討結果を 2022 年度刊行予定の書籍に反映させた。

3. 文献調査：主要4カ国の議院内閣制に関する基礎的な知識および近時の知見を得るために、レイプハルト『多数決型とコンセンサス型の36カ国比較研究 民主主義対民主主義』、Simon James, PRIME MINISTER AND GOVERNMENT, Russell and Gover, LEGISLATION AT WESTMINSTER, Jim McConalogue, THE BRITISH CONSTITUTION RESETTLEDなどを継続的に熟読し、また、わが国について「ハング・パラメント状況下での政権形成におけるカナダ立憲君主制の役割と作用 - 近年のカナダにおける選挙を事例に」を研究した。

(3) 3年度め（令和4年度）

聞き取り調査を実施するために、2022年8月に約1週間、研究代表者沢登がカナダのカルガリーに渡航し、ルディジエ・ツェーニング教授およびアン・ブラウン判事と意見交換を行った。カナダ議会の議会解散の対象とならない上院の議員の任期が終身であること、また、上院議員選出が選挙ではなく首相の裁量に委ねられている点が非民主的とされるが、これまで変更されてこなかった点を踏まえ、今後のあり方に関する意見交換を行うなど有意義な調査ができた。

(4) 最終年度（令和5年度）

最終年度である2023年度には、研究代表者沢登と分担者近藤が3月に約1週間、オーストラリアのマッコリー大学ならびにニュージーランドのオークランド大学およびヴィクトリア大学を訪問し、それまでの中間的研究成果に関して意見交換を行った。マッコリー大学では、ロースクール教授のキャサリン・グリーンツリー氏と3月18日に2時間にわたって、オーストラリアの議院内閣制、特に議会解散の問題点および将来的な展望について意見交換を行った。またニュージーランドのオークランド大学ではデービッド・グリーンリントン教授およびマーク・ヘナガン教授から、また、ウェリントンでは、元首相であるヴィクトリア大学のジェフェリー・パーマー教授から、ニュージーランドの議会史におけるイギリス議会およびオーストラリア議会との比較における特徴、議会解散の経緯を伺うことができ、特に総督の権限、または、少なくともプレゼンスの影響力が、カナダやオーストラリアに比して大きい傾向がありそうであることが理解できた。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 沢登文治	4. 巻 46
2. 論文標題 カナダ議院内閣制における庶民院解散と議会停会	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 南山法学	6. 最初と最後の頁 361～391
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.15119/0002000284	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 沢登文治	4. 巻 93-4
2. 論文標題 憲法からみた犯罪者処遇法改革	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 8-14
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 倉持孝司	4. 巻 5号
2. 論文標題 「沖縄問題」における地域の自治と自己決定	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 憲法研究	6. 最初と最後の頁 109-117
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 沢登文治	4. 巻 43
2. 論文標題 オーストラリア憲法における議院内閣制と解散権	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 南山法学	6. 最初と最後の頁 67 103
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.15119/00002911	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 近藤真
2. 発表標題 2013年ニュージーランド同性婚法と日本の2021年3月17日の札幌地裁の同性婚差別違憲判決について ニュージーランド同性婚法の教訓と日本の同性婚法への展望
3. 学会等名 日本ニュージーランド学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Bunji Sawanobori
2. 発表標題 Human Rights in Japanese prisons: Reconsidering Segregation as a Disciplinary Measure
3. 学会等名 Law and Society Association 's Annual Meeting ( 国際学会 )
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 近藤真
2. 発表標題 ニュージーランドにおける国民投票と「2019年終末期の選択（安楽死）法」
3. 学会等名 国会図書館英米法研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 近藤真
2. 発表標題 2013年ニュージーランド同性婚法と比較して日本のLGBT同性婚否定と憲法24条について
3. 学会等名 愛知県立大学講演会
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 沢登文治・手塚沙織・山岸敬和編著	4. 発行年 2023年
2. 出版社 三修社	5. 総ページ数 296
3. 書名 『世界諸地域における社会的課題と制度改革』	

1. 著者名 泉水浩隆 編、浅野輝子、アンティエ・ヴィッツェル、大嶋厚、金承哲、小阪知弘、佐竹謙一、沢登文治、鶴田知佳子、細井直子、森元庸介、山田 優、吉田理加、藁谷郁美、王 岩 著	4. 発行年 2022年
2. 出版社 三修社	5. 総ページ数 344
3. 書名 『翻訳と通訳の過去・現在・未来 ~多言語と多文化を結んで~』	

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	倉持 孝司  (Kuramochi Takashi)  (00153370)	南山大学・法務研究科・教授    (33917)	
研究分担者	近藤 真  (Kondo Makoto)  (30170434)	岐阜大学・地域科学部・名誉教授    (13701)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------